

令和7年2月28日

資料2

②制度創設経緯等

総務省自治税務局市町村税課

利子割の概要

項 目	内 容
1. 課 税 主 体	都道府県
2. 納 税 義 務 者	利子等の支払を受ける者 (都道府県内に所在する金融機関等を通じて支払を受ける個人に限る。)
3. 課 税 標 準	支払を受けるべき利子等の額
4. 税 率	5% (所得税15%)
5. 徴 収 方 法 等	
・ 特別徴収義務者	利子等の支払又はその取扱いをする金融機関等
・ 納入先	利子等の支払の事務等を行う営業所等所在地の都道府県
・ 納入方法	その支払等の際に徴収し、徴収の翌月の10日までに納入
6. 所得割との調整	申告不可のため所得割との調整はない
7. 交 付 金	利子割総額から徴税费相当額(1%)を控除した後の金額の5分の3を市町村へ交付
交 付 基 準	各市町村の個人の道府県民税収入決算額(滞納繰越分を含む。)の県計に対する割合の当該年度前3年度の平均値
交 付 時 期	8月: 前年度3月から7月までに係る利子割の額 12月: 8月から11月までに係る利子割の額 3月: 12月から2月までに係る利子割の額
8. 税 収	222億円(令和5年度決算額) 令和7年度地方財政計画449億円(対前年度比+252億円)

道府県民税利子割創設時の経緯等①

利子・配当課税の基本的あり方（「税制の抜本的見直しについての答申」(昭和61年10月)）

- 所得税において源泉分離課税を選択した利子・配当所得等が個人住民税で非課税とされていることについては、
 - ・ 利子・配当所得等の中で特定のものについてのみ個人住民税の負担を求めないことになること
 - ・ 住民の間で利子・配当所得等を主たる所得とする住民の税負担がその他の住民に比べて相対的に軽くなることなど、課税の公平の問題がある。
- 利子・配当所得は、発生の大量性、その元本である金融商品の多様性等の特異性を有していることから、利子・配当所得の完全な把握を行おうとすれば、大がかりで精緻な仕組みと相当膨大な費用が必要となるとともに、貯蓄者や金融機関にも煩雑な手続を求めることとなる。
- 費用対効果の問題等を総合勘案すれば、利子・配当課税については、費用面、手続面からの限界を考慮した上での現実的かつ実行可能な制度を求めていく必要がある。
- 貯蓄者、金融機関及び税務当局の事務負担等に十分配慮しつつ、個人住民税を課税するか、又はこれに相当する負担を求めることが適当。

税制の抜本的見直しについての答申(抜粋)(昭和61年10月)

ハ さらに、利子・配当課税のあり方の検討に当たっては、貯蓄者、金融機関及び税務当局にとつての事務的負担や費用の問題について、その効果との関連も含め十分検討する必要があるものと考えられる。

利子・配当所得は、発生の大量性、その元本である金融商品の多様性等の特異性を有している。したがって、本人確認、名寄せを確実にし、利子・配当所得の完全な把握を行おうとすれば、大がかりで精緻な仕組みと相当膨大な費用が必要となるとともに、貯蓄者や金融機関にも煩雑な手続を求めることとなるが、それにはやはりおのずから限界があると言わざるを得ない。

利子・配当所得についての把握体制が整備されたとしても、金融商品には代替可能性、流動性があることから、他の形態の所得等に転化する可能性も高く、結局、費用対効果の問題等を総合勘案すれば、利子・配当課税については、費用面、手続面からの限界を考慮した上での現実的かつ実行可能な制度を求めていく必要がある。

道府県民税利子割創設時の経緯等②

利子・配当課税の基本的あり方(続き) (「税制の抜本的見直しについての答申」(昭和61年10月))

- 個人住民税における利子・配当課税の仕組みに対して、以下の意見が交わされた。
 - ・ 一律分離課税方式が住民税の性格を踏まえた簡素な方式であり、所得税に対応した課税方式(所得税の課税方式の区分に対応して総合課税、分離課税又は申告不要とする方式)に比較して事務負担も総体的に小さく適当。
 - ・ 課税団体については、金融機関等の事務負担が大きくなるものの、既存の住民税の制度との整合性を考慮し、基本的に利子等の支払を受ける者の住所所在地の都道府県とすることが適当。
 - ・ 既存の住民税の住所地課税の原則に反し、総合課税の場合の課税団体との調整の問題があるものの、金融機関等の事務負担を小さくするため、金融機関等の営業所所在地の都道府県とすることが適当。

最終制度案 (「昭和62年度の税制改正に関する答申」(昭和61年12月))

- 所得税において「一律分離課税方式」による課税の対象となる利子についても、課税できる仕組みを設けることが適当。
- 利子の支払を取り扱う金融機関等の営業所所在地の都道府県が、支払時に特別徴収の方法により、他の所得と分離して5%の税率で課税する「都道府県一律分離課税方式」を採用することが中立・簡素等の要請にもこたえつつ実質的公平にも資するものとして適当。
- 市町村に対しては、市町村民税所得割及び道府県民税所得割の最低税率の比率によつて、個人利子課税相当分の5分の3を交付することが適当。

個人住民税における金融所得課税に係る税収帰属の考え方(利子割)

利子割・配当割・株式等譲渡所得割の課税団体

利子割	…利子等の支払の事務等を行う <u>営業所等所在地の都道府県</u>	} S63創設
配当割	…特定配当等の支払を受ける者の支払時の <u>住所地の都道府県</u>	
株式等譲渡所得割	…その支払を受けるべき日の属する年の1月1日時点の <u>住所地の都道府県</u>	} H15創設

利子割における金融機関等所在地課税の考え方 ※当時のQ&A集抜粋 (出典)「道府県民税利子割詳解」(平成元年)

- ① 住所地団体(各市町村)に納入することとした場合には、金融機関等において預金者の住所地ごとに特別徴収した額を区分して納入することが必要になり、事務負担が大きくなること。
- ② 預金は日常生活に密着したものであることから、預金者の住所地に近い金融機関等に預けられることが通常であり、利子の支払いを行う金融機関等の所在地の都道府県が課税することとなれば、都道府県単位での住所地と金融機関等の所在地のずれはそれほど大きなものとはならないと考えられること。
- ③ 金融機関等所在地課税であれば、金融機関等において、預金者の所在地ごとに区分し各地方団体に一括納入することとなるため、徴収納税事務は大幅に簡素化されること。
- ④ 住所地の都道府県と異なる都道府県内の金融機関等に預金する者についても、通常、当該都道府県において勤務する等なんらかの活動を行い、地方団体のサービスを楽しんでいると考えられるので、金融機関等の所在地で課税する方式は、地方税の応益原則に合致する面もあると考えられること。

【参考】 利子割・配当割・株式等譲渡所得割の概要

	利 子 割	配 当 割	株式等譲渡所得割
①課税主体	都道府県		
②納税義務者	利子等の支払を受ける者 (都道府県内に所在する金融機関等を通じて支払を受ける個人に限る。)	一定の上場株式等の配当等及び特定口座外の割引債の償還金の差益金額(特定配当等)の支払を受ける者(都道府県内に住所を有する個人に限る。)	所得税において源泉徴収を選択した特定口座(源泉徴収選択口座)における上場株式等の譲渡の対価等の支払を受ける者(都道府県内に住所を有する個人に限る。)
③課税標準	支払を受けるべき利子等の額	特定配当等の額	源泉徴収口座における上場株式等の譲渡に係る所得等の金額(特定株式等譲渡所得金額)
④税率	5%(所得税15%)	5%(所得税15%)	5%(所得税15%)
⑤徴収方法等			
・特別徴収義務者	利子等の支払又はその取扱いをする金融機関	特定配当等の支払をする株式の発行会社等又は支払を取り扱う金融証券会社等	源泉徴収口座を開設している金融証券会社等
・納入先	利子等の支払の事務等を行う営業所等所在地の都道府県	特定配当等の支払を受ける者の支払時の住所地の都道府県	その支払を受けるべき日の属する年の1月1日時点の住所地の都道府県
・納入方法	その支払等の際に徴収し、徴収の翌月の10日までに納入	その支払の際に徴収し、徴収の翌月の10日までに納入	源泉徴収口座における上場株式等の譲渡の対価等の支払の際に徴収し、原則として徴収の翌年の1月10日までに納入
⑥所得割との調整	(申告不可のため所得割との調整はない)	納税義務者が特定配当等、特定株式等譲渡所得金額について申告した場合には所得割で課税し、所得割額から配当割額及び株式等譲渡所得割額を控除(特定配当等について総合課税で申告した場合には、配当控除も適用)	
⑦交付金	各収入額から徴税费相当額(1%)を控除した後の金額の5分の3を市町村へ交付		
⑧税収	2.22億円(R5年度決算額)	2,407億円(R5年度決算額)	2,683億円(R5年度決算額)

【参考】 「利子等」 （法23十四） に係る課税方式の全体像（現行）

「利子等」に含まれる所得		所得税	個人住民税	
イ	一般利子等(租特法3①) (※1を除く。)	利子等(所法23①)に規定する利子等のうち、※2以外のもの	○源泉徴収15% (租特法3①)	○特別徴収5% (地法71の6) 【道府県民税利子割】
		含む 利子等(所法23①)とみなされる勤労者財産形成貯蓄保険契約等に係る差益(租特法4の4①)		
		※3の支払、買取の対価等		
ロ	国外一般公社債等の利子等(租特法3の3①)で国内における支払の取扱者を通じて支払を受けるもの	○源泉徴収15% (租特法3の3①)		
ハ	私募公社債等運用投資信託等(租特法8の2①)の収益の分配に係る配当等 (※1を除く。)	公社債等運用投資信託(その設定に係る受益権の募集が公募により行われたものを除く。)の受益権(租特法8の2①一)	○源泉徴収15% (租特法8の2①)	
		特定目的信託(その信託契約の締結時において原委託者が有する社債的受益権の募集が公募により行われたものを除く。)の社債的受益権(租特法8の2①二)		
ニ	国外私募公社債等運用投資信託等の配当等(租特法8の3①)で国内における支払の取扱者を通じて支払を受けるもの	○源泉徴収15% (租特法8の3①)		
ホ	懸賞金付預貯金等の懸賞金等(租特法41の9①)	○源泉徴収15% (租特法41の9①)		
ヘ	給付補填金、利息、利益又は差益(所法174三～八)	定期積金に係る契約に基づく給付補填金(所法174三)	○源泉徴収15% (所法175一)	
		銀行法2④の契約に基づく給付補填金(所法174四) (※3の支払、買取の対価等を含む。)		
		抵当証券(抵当証券法1①)の利息(所法174五)		
		金投資(貯蓄)口座の差益(所法174六)		
		外貨投資口座の差益(所法174七)		
		一時払保険金の差益(所法174八)		

※1 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税(所法10①)の適用を受ける利子又は収益の分配、勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税(租特法4の2①)の適用を受ける利子、収益の分配又は差益及び勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税(租特法4の3①)の適用を受ける利子、収益の分配又は差益【→非課税】

※2 特定公社債の利子(租特法3①一)、公社債投資信託で受益権の募集が公募により行われたもの又は受益権が株式等に該当するものの収益の分配(租特法3①二)、公募公社債等運用投資信託の収益の分配(租特法3①三)、特定公社債以外の公社債の利子で、その支払の確定した日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該公社債の利子の支払をした法人が同族会社に該当することときにおける当該株主その他の租特令1の4③各号に掲げる者が支払を受けるもの(租特法3①四)【→配当所得】

※3 預金保険法53①の規定による支払、同法70①の規定による買取りの対価及び同法70②ただし書の規定による支払、農水産業協同組合貯金保険法55①の規定による支払、同法70①の規定による買取りの対価及び同法第七十条第二項ただし書の規定による支払並びに民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律7②に規定する休眠預金等代替金の支払

【参考】金融所得課税の沿革

	S46	S63(利子割創設) H元(株式譲渡益に対する課税)	H15・H16(配当割・株譲割創設)	H21	H28
利子	<ul style="list-style-type: none"> ・総合 ・源泉分離選択可 所:20%、住:非課税 (段階的に引き上げられ、S53~:35%) ※定期預金等 ・申告不要(源泉徴収のみ) 所:15%、住:非課税 (S53~:20%) ※要求払預金等 	<ul style="list-style-type: none"> ・源泉分離 所:15%、住:5% 			
配当	<ul style="list-style-type: none"> ・総合 ・源泉分離選択可 (1銘柄年50万円未満等) 所:20% ※住は総合 (段階的に引き上げられ、S53~:35%) ・申告不要(源泉徴収のみ) (1銘柄年5万円以下等) (S49:5万円→10万円) 所:15%、住:非課税 (S53~:20%) 		<ul style="list-style-type: none"> (H15・H16) <上場(大口株主を除く)> ・総合 ・申告不要(源泉徴収のみ) 所:15%、住:5% ※ H25まで所7%、住3%に軽減 <非上場> ・総合 ・申告不要(源泉徴収のみ) (少額配当のみ) 所:20% ※住は総合 		<ul style="list-style-type: none"> ・総合 ・申告不要(源泉徴収のみ) ・申告分離 所:15%、住:5% ※ H25まで所7%、住3%に軽減
株式譲渡益	<ul style="list-style-type: none"> 原則非課税 土地譲渡益に対する課税とのバランス。 ※土地譲渡益に係る長期譲渡所得(所20%、住6%)。H16:長期譲渡所得の税率を20%(所15%、住5%) 	<ul style="list-style-type: none"> (H元) ・申告分離 所:20%、住:6% ・源泉分離選択可(上場) (みなし利益方式) ※譲渡代金×5%を所得みなし、源泉徴収 所:20%、住:非課税 (H8:5%→5.25%) 	<ul style="list-style-type: none"> (H15) ・申告分離 所:15%、住:5% ※ 上場はH25まで所7%、住3%に軽減 ※ 非上場はH15のみ所20%、住6% <源泉徴収選択口座> ・申告分離 ・申告不要(源泉徴収のみ) 所:15%、住:5% ※ H25まで所7%、住3%に軽減 ※ H15は所のみ7% 	<ul style="list-style-type: none"> 上場株式等の配当と譲渡損失の損益通算 	<ul style="list-style-type: none"> ・公社債等の課税方式の変更 ・特定公社債等の利子と譲渡損失の損益通算
先物		(H13)・申告分離 所:20%、住:6%	(H15)・申告分離 所:15%、住:5%	住は翌年度所得割で3%分離課税	

住民税の税率は、税源移譲前の住民税の最低税率に合わせた。

※H28年より法人に係る利子割を廃止

課税の中立性の観点から、利子課税の税率に合わせた。

投資促進の観点

投資促進の観点

※H26年:NISA創設
H28年:ジュニアNISA創設
H30年:積立NISA創設

※S63:利子割について、「少額貯蓄非課税制度」を「老人等少額貯蓄非課税制度」に改組 H14:「老人等少額貯蓄非課税制度」を「障害者等少額貯蓄非課税制度」に改組

【参考】金融所得課税における課税方式の考え方

【利子】

- 利子については、大量に発生すること、その元本である預貯金等が多種多様で、容易に商品間の代替が可能であることなどの特性を踏まえ、納税者番号制度などの所得の捕捉体制が整備されていない下で、実質的な課税の公平の確保に加え、課税の費用面、手続面などからの諸制約も考慮して、所得税15%及び個人住民税5%の一律源泉分離課税が採られています。

【わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－（平成12年7月 政府税制調査会）】

【配当】

- 配当所得については、事業参加性のある所得であることを踏まえ、総合課税を基本としつつ、納税者の事務負担に配慮して所得税の少額配当申告不要制度を設けてきた。平成15年度税制改正において、大口以外の上場株式の配当及び公募株式投資信託の収益分配金について、一般投資家にとってみれば事業参加性のある所得というよりも他の金融所得と同様の金融商品から生ずる所得であるという点に着目し、上限なしの申告不要制度が導入された。

【金融所得課税の一体化についての基本的考え方－金融小委員会報告－（平成16年6月 政府税制調査会金融小委員会）】

【株式譲渡益】

- 株式等譲渡益は、
 - ・ 株式相場の状況などに応じて、株式等の譲渡の時期を選択することにより、納税者が所得の発生する時点を自由に選択できるという意味での裁量性の高い所得であり、したがって課税の繰延べが容易であること
 - ・ 株式等の譲渡により値上がり益が実現したときに得られる所得であり、譲渡価格から取得費等を控除して算出されることから、たとえ譲渡価格が同じでも、所得金額が同じとは限らず、本来、譲渡価格を基準とした源泉徴収になじみにくいこと
 - ・ 株主権の行使を伴う事業参加的な投資の収益の性格をも有することなどの性格を有しています。このような点を踏まえ、株式等譲渡益課税については申告分離課税が採られています。

【わが国税制の現状と課題－21世紀に向けた国民の参加と選択－（平成12年7月 政府税制調査会）】

- 平成15年1月1日からの個人の株式等譲渡益課税の申告分離課税への一本化に伴い、個人投資家の確定申告等の事務の負担の軽減に配慮する観点から、平成14年度改正において、他の株式等に係る譲渡所得等と区分してその金額の計算を行う特例が適用される「特定口座」を通じて行う上場株式等の譲渡による所得について、申告不要の特例を設けることとされ、
(略)

【コンメンタール所得税法】

【参考】金融所得に対する課税について

	【預貯金等】	【特定公社債以外等】	【特定公社債等】	【上場株式等】	【非上場株式】	【先物取引】
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">利子</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">利子</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">譲渡損益</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">損益通算可能</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">利子</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">配当</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">譲渡損益</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">譲渡損益</div> </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">配当</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">譲渡損益</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">譲渡損益</div>
税率 ・ 課税 方式	利子：5%分離※1 譲渡益：5%分離		5%分離※2		配当：10%総合 譲渡益：5%分離	5%分離
課税地	利子：利子支払等金融機関 所在都道府県課税 譲渡益：住所地課税		住所地課税 (源泉徴収は都道府県)		住所地課税	住所地課税
源泉 徴収 ・ 申告	利子：源泉徴収あり(利子割) 申告不可 譲渡益：源泉徴収なし 申告義務あり		源泉徴収あり (配当：配当割 譲渡益：株式等譲渡所得割) 申告任意※3		源泉徴収なし 申告義務あり	源泉徴収なし 申告義務あり

※1 公社債等の償還差益は譲渡益とみなされる

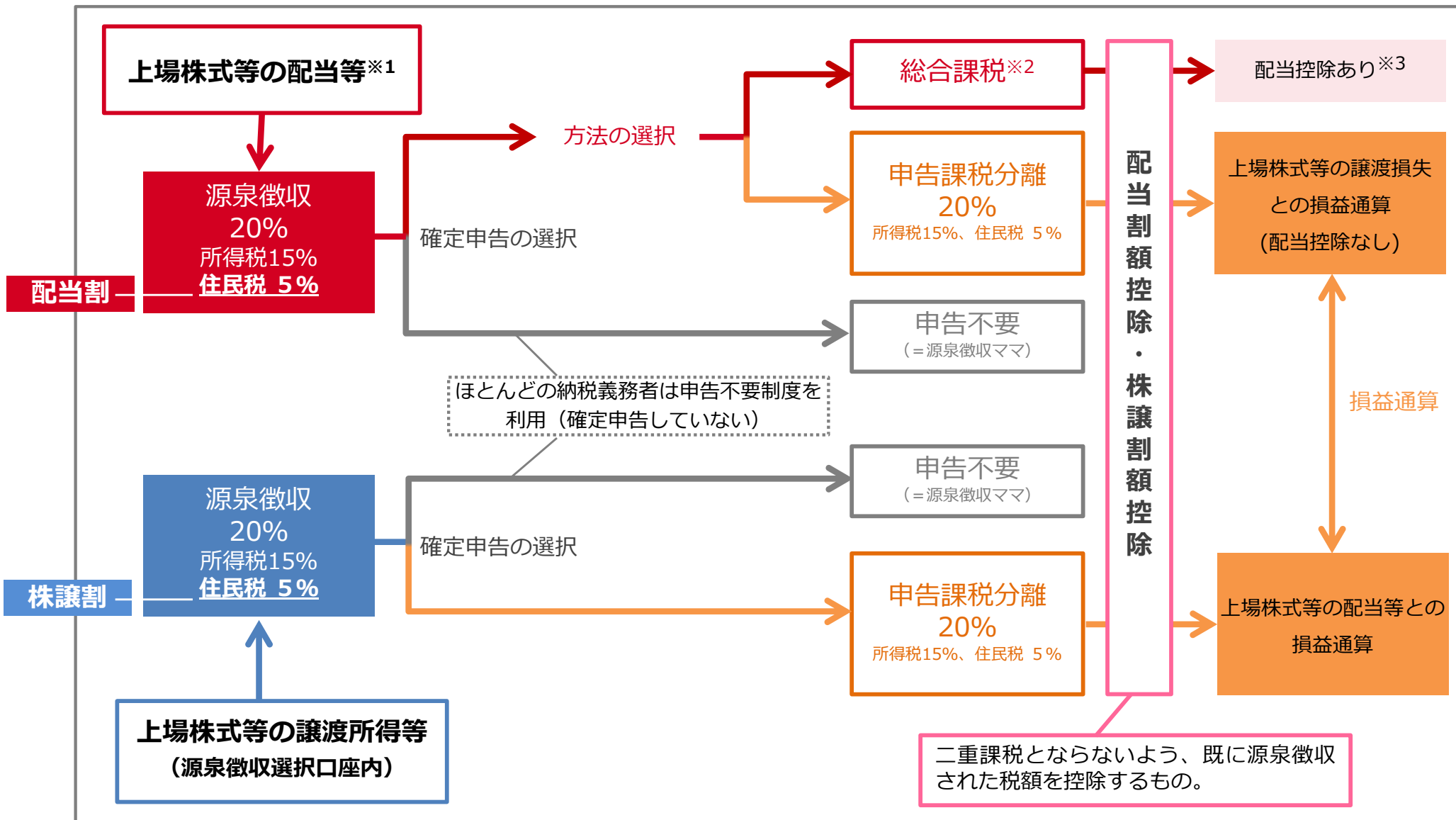
※2 上場株式等の配当については総合課税(10%)も選択可

※3 上場株式等の譲渡損益に係る源泉徴収は源泉徴収選択口座内のみ。その他は申告義務あり

※4 その他の金融資産の収益・譲渡損益については、10%総合課税(源泉徴収なし・申告義務あり)

【参考】上場株式等の配当等・譲渡所得等に係る課税イメージ

- 上場株式等の配当等・譲渡所得等（源泉徴収選択口座）については、まず20%の源泉徴収が行われ（うち5%が配当割、株譲割）、納税義務者の選択によって申告不要（＝源泉徴収ママ）又は確定申告による精算ができる。



※1 大口株主等を除く ※2 累進税率（所得税5～45%、住民税10%） ※3 法人税と所得税の二重課税を調整するための控除

※4 国税については復興特別所得税として所得税とは別に0.315%が課されている。

利子割納付に係る事務について

- 利子割に係る特別徴収義務者については、利子等の支払又はその取扱いをする者で都道府県内に営業所等を有する者であるとされており、特別徴収義務者は、個々の営業所等ではなく金融機関等である法人そのものとなる。
- その上で、特別徴収税額の納入等の事務を実際に行う営業所等は以下のどこであっても差し支えないとされており、金融機関によって申告・納付の形態は様々となっている。
 - ① 本店から各都道府県に一括納入
 - ② 都道府県内に所在する営業所等のうち主たるものから当該都道府県分を一括納入
 - ③ 都道府県内に所在する各営業所等から当該営業所等分を納入

道府県民税利子割納入申告書

知事殿		特別徴収義務者		県・営	
令和 年 月 日提出		所在地及び名称			
令和 年 月 日提出		(所属)			
特別徴収義務者番号		(電話)			
		法人番号			
処理事項		口座番号		加入者名	
支払金額	01	十	億	千	百
特別徴収税額	02				
(延滞金)	03				
納入金額合計	04				
課税事務所				受付印	
(取りまとめ店)					
(取りまとめ局)		都道府県 局(〒)			
上記のとおり利子割の納入について申告します。		(都道府県保管)			

備考

- この納入申告書には、第12号の4様式、第12号の4の2様式又は第12号の4の3様式の計算書及び都道府県内の営業所等分を一括納入する場合には、第12号の5様式の営業所等別明細書を添付すること。
- この納入申告書の記載の要領は、次によること。
 - 「令和 年 月 日提出」欄には、利子等の支払をした年月を記載すること。
 - 「特別徴収義務者番号」欄には、都道府県知事が指定した番号を記載すること。
 - 「特別徴収義務者・取扱営業所等」欄には、特別徴収事務を実際に行う営業所等(本社、本店を含む。)の所在地及び名称等を記載すること。
 - 「特別徴収義務者・取扱営業所等」欄中の「法人番号」欄には、特別徴収義務者の法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
 - 「県・営」欄は、都道府県内の営業所等分を一括納入する場合は「県」を、営業所等毎に納入する場合は、「営」を○で囲むこと。
 - 「処理事項」欄は、都道府県の使用欄であるため記載しないこと。
 - 「支払金額」欄には、利子割が課される利子等の支払金額を記載すること。
 - 「特別徴収税額」欄には、支払金額について特別徴収して納入すべき税額を記載すること。
 - 「納入金額合計」欄には、特別徴収税額と延滞金の合計額を記載すること。

道府県民税配当割納入申告書

知事殿		特別徴収義務者		所在地及び名称	
令和 年 月 日提出		(所属)			
法人番号		(電話)			
旧法人番号					
処理事項		口座番号		加入者名	
支払金額	01	十	億	千	百
税額	02				
(延滞金)	03				
納入金額合計	04				
課税事務所				受付印	
(取りまとめ店)					
(取りまとめ局)		(〒)			
上記のとおり配当割の納入について申告します。		(都道府県保管)			

備考

- この申告書の記載の要領は、次によること。
- 「令和 年 月 日提出」欄には、配当等の支払をした年月を記載すること。
 - 「法人番号」欄には、特別徴収義務者の法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。)を記載すること。
 - 「旧法人番号」欄には、前回納入申告時の法人番号と今回納入申告時の法人番号が異なる場合に、前回納入申告時の法人番号を記載すること(同一の場合は空欄とすること)。
 - 「処理事項」欄は、都道府県の使用欄であるため記載しないこと。
 - 「支払金額」欄には、配当割が課される配当等の支払金額を記載すること。
 - 「税額」欄には、支払金額について特別徴収して納入すべき税額を記載すること。
 - 「納入金額合計」欄には、税額と延滞金の合計額を記載すること。
 - 「課税事務所」及び「(取りまとめ店)」欄には、納入先都道府県が指定する事項を記載すること。
 - 「口座番号」、「加入者名」及び「(取りまとめ局)」欄には、郵便局で納入する場合に、納入先都道府県が指定する事項を記載すること。

第十二号の三様式(第三条の七関係)

第十二号の七様式(第三条の十関係)